

つながる鎌倉条例((仮称)市民活動推進条例)素案に対する意見及び市の考え方

NO.	意見の概要	市の考え方
1	<p>現在進行中の鎌倉市を見ると子孫は鎌倉在住を誇りとしてくれないと思います。事業の推進を望みます。 観光も鎌倉のファクターであります、住民有つての鎌倉だと思います。既得権を振りかざし、営利を目的とした権力者への政策が目立つと感じるのは私だけでしょうか？</p> <p>①中高生の意見も汲み上げたいと思います。</p> <p>②真の社会貢献を掲げる財力ある企業に参加を呼びかけましょう。</p> <p>③職員のボランティア時間の創成を考えて頂きたい。(鎌倉市在住の熱意と知識を備えた職員比率を高めて頂きたい。)</p> <p>④体力と知力の提供をいけません。協働参加いたします。</p>	<p>いただいた意見を参考に、条例の制定に向けて、進めていきます。</p>
2	<p>① まずこの条例制定の趣旨が明確に理解できません。 ② 鎌倉を思う気持ちは条例がなくても住民や各種団体等は持っていると思います。 ③ 要は、その気持ちを汲み上げ、まとめ、ウエート付けて実現まで持って行くプロセスを作ることが大事なのではないでしょうか。 ④ 住民や各種団体等の意見を集めるだけでも大変です。(例) H29.12.20-H30.01.10に実施したアンケート調査の回収率が11%強しかなかった。 ⑤ また、団体同士の協働と一口に言っても、実際行おうとするとなかなか纏まらなると推測されます。</p> <p>従って、この条例の内容をもっとシンプルにした方が良くと思います。</p> <p>① 住民や各種団体等より、鎌倉の問題点、改善点等やその解決策を聞く会の設置 ② いわゆる「目安箱」の現代版「目安メール」の設置 ③ 上記を処理する公開された「委員会」の設置 を条例化した方が良くと思います。</p> <p>もし、上記が既に条例化され、設置されているのであれば、住民等への広報、PRに問題があるのであり、大船駅や鎌倉駅等の構内に「電子ディスプレイ」を設置し、その運用を「プロ」の広報担当者へ依頼するとか、広報活動の強化を優先した方が良く考えます。</p>	<p>本条例では、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、様々な主体がつながり、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的としています。</p> <p>いただいた意見を参考に、条例の制定に向けて、進めていきます。</p>
3	<p>前回指針に合ったものを、条例に載せたことでわかりやすくなったと思います。鎌倉の市民活動を応援したいと考えるならば、どなたにとっても、内容で反対する要素はなく、議員の方にも内容での議論、判断をお願いしたいです。</p>	<p>いただいた意見を参考に、条例の内容の説明に努めていきます。</p>
4	<p>今年4月より会長に就任したためもあり、この条例案に関する動きは全く知りませんでした。今回の意見も、初めて今までの経過や素案を読んだ感想であり、深い洞察はありません。</p> <p>率直に言って条例の素案を読んでもピンときません。鎌倉には多くの地域活動をしている人や団体があり、その横の連携が互いの助けになるはずとの市の考えには同意します。</p> <p>条例素案はあくまで理念を述べたものであり、具体的な施策にはあえて踏み込んでいないと思われます。その結果今までのいきさつを知らない、私を含む市民の大部分には全くピンと来ません。</p> <p>私が知りたいのは、この条例で解決したい問題は何か、この条例により何が出来るようになるのか、の2点です。事例を共有する場を提供されるようになるのは想像できますが、それだけのための理念の条例なのでしょうか？</p> <p>理念の条例も大切ですが、それが意味を持つのは具体的な施策に支えられているときのみです。具体的な施策が見えない現状では、これ以上の建設的なコメントができません。</p>	<p>本条例では、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、様々な主体がつながりを大切にし、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決し、魅力と活力にあふれる地域社会の実現を目指しています。</p> <p>具体的な施策については、今後指針を策定するうえで検討します。</p>
5	<p>市民活動を支援していくというのは一見美談に聞こえますが、鎌倉市内では市民活動は昔から盛んなのです。今更条例で宣言する必要はありません。</p> <p>また協働なんて流行言葉でしかありません。</p> <p>鎌倉の行政は、基本的な問題を解決する力が不足する中、昨今市民に頼りすぎです。</p> <p>こんな条例以前にやるべきことに注力すべきではないでしょうか？</p> <p>財政を整え、全国平均で当たり前の行政サービスを最低限提供しましょう。</p> <p>市民に委ねるのではなく、行政マンとして新しいことにチャレンジする気概を持ちましょう。</p> <p>そのため所員が新しい事にチャレンジして失敗しても歓迎する条例でも作りましょう。</p> <p>あまり論理的な意見にはなりませんでしたが、この条例自体も今更感があり、さらに委員会なんか作って？？という話です。</p> <p>屋上屋をつくるような条例などやめて、目の前に問題解決を着々とやりましょう。</p>	<p>ご意見として、受けとめます。</p>

NO.	意見の概要	市の考え方
6	①市は、市民活動を推進するという管理的立場に立つべきではない。市がすることは、市民活動を支援することであり条例は”鎌倉市民活動支援条例”であるべきだ。	本条例は、市民活動団体等の自主的な活動を支援するための条例です。これまでの(仮称)市民活動推進条例検討会や市民活動を行っている方との意見交換会、ヒアリング調査などから、支援を求めるご意見をたくさんいただきました。そういった声も踏まえ本条例の内容としました。
	②提示された説明文(条例骨子?)は、主語が不明確で”だれがなにをする”が読みとれない。	条例文化するには、条文の各主体について明確になるように整理しました。
	③条文にしてからはパブコメしないとの本会議回答を合せ考えると、今回のパブコメにおいて第〇条一という小見出しの条文として提示する最終確認にすべきだ。よって、個々のコメントはできない。	パブリックコメントを実施した条例素案は、条建てせずに条例の骨子を提示し、項目に対する意見をより多くいただくために、今回のような形式で意見募集をさせていただきました。条例の制定に向け、条文としての精査を行ない、条例文化しました。
	④細則への委ねが多く、恣意的になる恐れがある。	委任条項で委任する事項は、具体的な施策ではなく、市民活動推進委員会の運営に係る事務手続きなどです。
	⑤結論として、今の時点、この内容での条例設定に反対する。	ご意見として、受けとめます。
7	①市が市民活動からの発意なく、管理目線で”推進”条例を設定すべきではない。市民活動側からの要望あって”支援”条例を設定すべきである。	本条例は、市民活動団体等の自主的な活動を支援するための条例です。これまでの(仮称)市民活動推進条例検討会や市民活動を行っている方との意見交換会、ヒアリング調査などから、支援を求めるご意見をたくさんいただきました。そういった声も踏まえ本条例の内容としました。
	②条文にしてからパブコメを求めるべき。第〇条一「市は……を支援する。」	パブリックコメントを実施した条例素案は、条建てせずに条例の骨子を提示し、項目に対する意見をより多くいただくために、今回のような形式で意見募集をさせていただきました。条例を制定するには、条文としての精査を行ない、条例文化しました。
	③細則への委任を少なくすべきだ。	委任条項で委任する事項は、具体的な施策ではなく、市民活動推進委員会の運営に係る事務手続きなどです。
	④この条例の設定に反対する。	ご意見として、受けとめます。
	⑤案文を読んでも、理解不能な点が多い。主語が不明確	条例文化するには、条文の各主体について明確になるように整理しました。
	<p>・「つながる」ということに主眼を置かないでいただきたい。</p> <p>鎌倉市WEBサイトの「(仮称)市民活動推進条例の制定について」ページに掲載された以下3点の資料に目を通した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)鎌倉市市民活動推進条例に関するアンケート実施結果 ・市民活動や協働の推進に関する意見交換会の意見一覧 ・鎌倉市市民活動調査分析報告書 <p>「つながる」「ネットワーク」「中間支援組織」等というキーワードは散見されたが、「つなげて」欲しいという「強い」要望はごく一部でしかなかった。しかし上記「鎌倉市市民活動調査分析報告書」のサマリーでは「ネットワークがない⇨他団体と繋がりたい」というニーズは大きい」と強調されている。当該条例の制定に携わっている市職員の個人的な思い入れが多分に影響しているのではないかと推測される。</p> <p>意見 「つながる」は、行政からの支援サービスメニューの一つであれば良いレベルであり、条例名称や前文からは削除いただきたい。</p>	<p>条例名については、市職員の個人的な思い入れではなく、これまで、市民活動を実践している市民等で構成する(仮称)市民活動推進条例検討会などの議論のなかで、「つながる」、「つながり」、「つなげる」などのキーワードを基に、市民活動及び協働の推進にあたって、様々な活動主体がつながり、過去から現在に受け継がれていたものを、次世代に継承していくという思いからこの条例名としました。</p> <p>前文には、条例がつくられた背景、意義、これまで条例案を検討してきた(仮称)市民活動推進条例検討会の想いを表現しています。鎌倉には、先人たちがつくりあげた市民がまちをつくる市民風土があり、現在の市民活動にも受け継がれています。こうした活動を次世代に引き継ぐ必要性と、市、市民等、市民活動を行うものなどがともにつながり、それぞれの特性を生かしながら、魅力と活力にあふれる鎌倉のまちを築くために条例を制定することを前文で表現しました。こうしたことから、「条例名」及び「前文」は「つながる」のままとしました。</p>

NO.	意見の概要	市の考え方
8	<p>・「まち(鎌倉)のため」の市民活動、ということに主眼を置かないでいただきたい</p> <p>自分もボランティア活動をしているが、自治会組織活動のような「まちのため」となるもの、器械体操クラブのお手伝いのような(鎌倉市以外の児童も含まれる)「子どものための」「スポーツ普及のための」もの等、複数ある。すべてが鎌倉という「まち」のためにあるわけではない。昨年度、議会で否決された際にも、条例素案中に「鎌倉(のため)」という言葉が連呼されていることが問題視されていたと聞いたが、相変わらず、その「まち(鎌倉)のため(だけ)」の市民活動という視点が残っている。</p> <p>意見 藤沢市や横浜市の市民活動条例等にもあるように豊かな「地域社会」の実現というより普遍的な観点・用語の改めていただきたい。</p>	<p>鎌倉市が制定する条例は、鎌倉市域にその効力が及ぶものであることから、「このまち」「鎌倉のまち」という表現にしています。</p>
	<p>・市民活動支援に充てる「お金」について具体的に記載いただきたい</p> <p>前述したアンケートや意見交換会の結果、圧倒的に多い要望は「資金支援」であった。他市の市民活動条例を見ると、横浜市では基金設置を明記している。藤沢市では支援設備の利用条件やその料金など、条例施行規則で定めてもよいレベルの情報まで踏み込んで明記している。</p> <p>意見 鎌倉市の条例にも、市民活動支援に対する「資金」関連支援について、踏み込んだ記載(コミットメント)をしていただきたい。</p>	<p>具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、いただいた意見を参考にしていきます。</p>
	<p>・その他</p> <p>意見 条例素案では、市民活動について「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動のことをいう」と定義しているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治活動 ・宗教活動 ・選挙応援 <p>については明確に除外いただきたい。</p>	<p>いただいた意見を参考に、市民活動の定義から「政治活動」「宗教活動」「選挙応援」等については、除外する旨の文言を追記し、整理しました。</p>
9	<p>つながる鎌倉条例他関連資料については 分かりやすくなりました。これらの諸資料、諸行為を基盤として良い方向への進展を期待します。ここで 更なる高みを目指し理想として描く鎌倉{各団体が目指す鎌倉のあるべき姿の実現に向けて「何を」「どの様に行動すれば達成できるか?」}について単に自然発生的(思いっくまま)に「つながる」ことに留めず、視点を変える一寸した工夫、チャレンジの大切さを一筆しました。活動の1つ1つはローカルで些細な事でも、目指すものは、神奈川県大、日本大、世界大への視点を持って行動できるようにすることがより良い成果に浴するものと考えます。</p>	<p>いただいた意見を参考に、条例の制定に向けて、進めています。</p>
10	<p>1.「修正条例」案は前案にくらべて格段に良くなっていると思います。意気込みも感じられます。</p> <p>2.問題は条例が可決成立した後にあります。その精神に沿って諸々の具体策が講じられるかどうかは条例の成否がかかっているからです。</p> <p>3.従って、更に一層市民の要求・要請に行政は耳を傾け可能な限りの施策の実行を切に望む次第です。</p>	<p>いただいた意見を参考に、条例の制定に向けて、進めています。</p> <p>本条例の制定をきっかけとして、市民活動及び協働の推進のための具体的な施策の実施に速やかに取り組んでいきます。</p> <p>いただいた意見を参考に、条例の制定やその後の施策の実施を進めていきます。</p>
11	<p>(1) (定義) 市民活動 市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動のことをいう。</p> <p>意見:自主的な社会貢献活動を条例化する必要があるのでしょうか?</p> <p>(2) (役割) 市民等 自分たちのまちのことに関心を持ち、身近な課題に対して自らできることを考え、行動すると共に、積極的に市政へ参加したり、市民活動に参加、協力するよう努める。</p> <p>意見:自主的な社会貢献活動とはそもそも「自主的」なのだから「参加、協力するよう努める」ものではないと考える。</p> <p>(3) 市 施策の実施や市民等の市政への参画、市民活動団体との協働により、一人一人が主人公として活躍するための環境を整えるよう努める。 市は基本理念及び基本的事項について積極的に市民等へ広報及び啓発を行うよう努める。 市は市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人による市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努める。</p> <p>意見:何度読んでも、具体的に何をしてくれるのかさっぱりわかりません。</p>	<p>市民活動の定義について、いただいた意見を参考に、特定非営利活動促進法第2条で定められている定義や他市の条例を参考に、修正しました。</p> <p>いただいた意見を参考に、市民活動の定義や市民の役割について見直し、市民活動は強制的に行なわれるものではなく、自発的な意思に基づいて行われるものであることを条文に記載しました。</p> <p>具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、いただいた意見を参考にしていきます。</p>

NO.	意見の概要	市の考え方
12	<p>私は非力で、私一人で考えること、できることなどが知れている。されど、仲間を得た時、仲間の積んだ経験や知恵は相互に混じりあうことにより新たな力となり前進する。</p> <p>その仲間と仲間がさらに混じり合うことで大きな力で前進する。たくさんの市民プロジェクトやNPO等を結びつけ活性化しようという素晴らしい条例だと思うが、草案からエネルギーを感じない。</p> <p>これからは国政に任せるのではなく、市民一人一人が政治に関心を持ち動き出して行く時代だと思います。これは鎌倉市だけでなく様々な地域での流れだと思います。是非頑張ってください。応援しています。前文はシンプルに。</p> <p>魅了ある鎌倉、活力ある鎌倉の発展のため、鎌倉を愛する市民、市民活動団体等が主体性を持ち、様々な問題に取り組み大きな力が発揮できるよう、個々を繋げ活性化するためにこの条例を制定する。</p> <p>でいいのでは？伝わり易く。</p> <p>これを否決する議会は認識や考え方が古いのかもかもしれませんね。</p>	<p>いただいた意見を参考に、条例の制定やその後の施策の実施を進めていきます。</p>
	<p>0. はじめに 私は過去2回意見募集を提出し、平成29年9月には陳情を提出した事情もあり、今回も意見募集に応じることにした。大小の市民活動に参加し、数少ない協働事業にも関係している。(仮称)市民活動推進条例を制定することに賛成している。しかしながら、今回提案の素案には失望した。特に平成29年9月議会で否決されたときの反対討論等が十分反映されておらず、残念である。</p>	<p>平成29年市議会9月定例会での議論の内容を検証し整理した上で条文としての精査を行ない、条文化しました。</p>
	<p>1. 条例名称と前文について 平成29年9月議会で提案された「わたしたちのまち鎌倉のことに…条例」は日本一長い名称を目指していたそうですが今回ははやに短くなった。しかし理解に苦しむ名称と言わざるを得ない。思い切って「市民活動条例」にしてはどうですか。平成30年4月の組織変更で、市役所の課名から「推進」の2文字がなくなりました。(例)情報推進課→IT政策課、地域のつながり推進課→地域のつながり課。「推進」は流行らなくなったのですから、(仮称)市民活動推進条例を市民活動条例にすればいいです。</p>	<p>条例名については、これまでの条例検討会などの議論のなかで、「つながる」、「つながり」、「つなげる」などのキーワードを基に、市民活動及び協働の推進にあたって、様々な活動主体がつながり、過去から現在に受け継がれていたものを、次世代に継承していくという思いからこの条例名としました。前文には、条例がつくられた背景、意義、これまで条例案を検討してきた(仮称)市民活動推進条例検討会の想いを表現しています。鎌倉には、先人たちがつくりあげた市民がまちをつくる市民風土があり、現在の市民活動にも受け継がれています。こうした活動を次世代に引き継ぐ必要性と、市、市民等、市民活動を行うものなどがともにつながり、それぞれの特性を生かしながら、魅力と活力にあふれる鎌倉のまちを築くために条例を制定することを前文で表現しました。</p>
	<p>前文の最後に「魅力と活力あふれる「鎌倉」の発展のために、この条例を制定する。」とあるが後述するように市民活動は「鎌倉の発展のために」だけやっているわけではありませんので見直して下さい。協働事業は鎌倉の発展のためでよいでしょう。</p>	<p>前文には、条例がつくられた背景、意義、これまで条例案を検討してきた(仮称)市民活動推進条例検討会の想いを記載したものであることから、「鎌倉」という表現にしています。なお、条文では、市民等の役割として、自発的な意思に基づいて市民活動に参加、協力するよう努めることと定め、市の責務として、できる限り市民活動が活発に行われるための環境の整備をしなければいけないと定めています。</p>
	<p>2. 条文のない条例案について 第1回が条文形式でなく、第2回は条文形式とし、今回再び条文形式をやめた。今回は条例素案の意見募集を行い、条文の形になおして、平成30年9月議会で議案提出する予定とされている。この意見募集の公開は約1ヶ月後であろうから8月中旬である。議案提出は8月20日頃と思われるので、公開から議案提出まで時間的余裕がない。何故十分な時間をとらないのですか。意見募集をどの段階で行うかは自由としても、この条例に関しては条文の形式にする方向で進んできたのですから、議案に近い形式での意見募集であるべきです。もしも条文なしの素案に戻って意見募集するのであれば、条文の形式の条例案に対し再度意見募集するべきです。</p>	<p>パブリックコメントを実施した条例素案は、条建てせずに条例の骨子を提示し、項目に対する意見をより多くいただくために、今回のような形式で意見募集をしました。条例を制定する際には、条文としての精査を行ない、条文化しました。</p>
	<p>3. 条例案の変更内容対比について 過去2回の意見募集、平成29年9月議会常任委員会での審議、同本会議における反対討論等過去に各方面から指摘された事項について今回の素案がどう対処したかが明確でない。「素案経過説明」と「比較資料」は前回案と今回案の比較になっている。しかし過去に指摘された事項に対してどのように修正したのかについては具体的な説明がない。これでは議会対策になりません。</p>	<p>いただいた意見を参考に、条例の制定に向けて、進めていきます。変更箇所については、ご理解いただけるように説明してまいります。</p>

NO.	意見の概要	市の考え方
13	<p>4. 基本方針について 「市民活動を推進するための基本方針」と「協働を推進するための基本方針」を明確に分けたことはよい。</p> <p>「市民活動を推進するための基本方針」について： 主体は「市」と理解した。しかし、3ヶ目の黒丸の項の後半は文章がおかしい。ためしに「市は」をおきながってみた。 「市は市民等の市民活動に対する理解を深め、(←よい) 市は共に歩む市民等を増やし、(←意味不明) 市は市民活動の輪を広げる。」(←意味不明) 「共に歩む市民等」とか「市民活動の輪」とかいう意味不明な表現がある。基本方針なので具体的である必要はないが、もうすこし何とかありませんか。多分、「つながる」ことへのこだわりと、ネットワーク化が必要との意見を盛り込んだのだろうか一考して下さい。</p> <p>「協働を推進するための基本方針」について 協働事業がうまくいっていない現状を踏まえ、それを改善するにはどうしたらよいかを念頭に基本方針としたい。現状では市提案の協働事業については市民団体が対応できれば成立しているが、市民団体の提案は偶然関係課が問題意識を持っていない限り成立しない。この基本方針で現状が打破されるのであれば歓迎します。いいかえると、この条例を梃子にして市の協働への参画が促進されないならば条例制定の意味がありません。</p>	<p>いただいた意見を参考に、見直しを行いません。基本方針については、基本理念と内容が重複している部分等があり、わかりづらいとの意見をいただいたことを受け、「市民活動を推進するための基本方針」については、定義や基本理念に内容を盛り込み、「協働を推進するための基本方針」については、定義だけではなく、「協働事業」として協働を行なう上での基本原則に条項を設けて整理しました。この「協働事業」は、市及び市民活動を行うものが協働して事業を行う際の原則となり、この原則に基づいて事業を進めたいと考えています。また、市の責務として市が職員に対し、市民活動や協働に関する啓発等を実施し、市民活動及び協働の重要性の理解を深めるようにしていくことに努めるとしています。市民活動及び協働の推進のために、様々な施策を行なっていく予定です。</p>
	<p>5. 役割について</p> <p>● 市民等 「自分たちのまちのことに関心を持ち」とあるが、市民活動は市民のためだけを対象としていない。自分たちのまちのことでなくてもよいではないか。被災者支援などは典型的な例である。 「身近な課題に対して自らできることを考え、行動すると共に」とあるが「地球温暖化」など身近とはいえないが、原因となる化石燃料の消費を減少させるにはどうしたらよいかを考えている人々もいる。そうした幅広い活動を阻害しないようにしてほしい。 市民活動を狭くとらえる必要は全くない。なお、公金の支出を伴う協働事業について制限があることは止むを得ない。</p>	<p>本条例の市民活動は、防災や環境等の課題も含まれ、幅広い市民活動を阻害するものではありません。</p>
	<p>● 市民活動団体 「社会的な課題に対して」という限定は不要。例えば外国語の勉強会なども立派な市民活動団体です。 上記の「市民等」や「市民活動団体」の定義を読むと非常に限定的で実態を知らない印象を受ける。NPOセンター登録団体はかなり組織的な活動をしている例だが内容は千差万別です。そうした団体を排除しないように見直してほしい。</p>	<p>いただいた意見を参考に、各主体の役割について再考し、文言の修正や整合性を図りました。</p>
	<p>● 市 市民活動には団体の会員だけで実施できる活動と、市民(他団体、個人を含む)への広報を必要とする活動がある。後者については市が広報手段を提供してほしい。理由は一般的な新聞広告やチラシの利用は経済的理由で困難であり、広報がまくら・萌・みらいふる鎌倉などの利用は不可欠です。なお、「広報がまくら」はH29年9月に掲載基準が改正され、一部団体では活動に支障が生じている。是非見直してほしい。この条例が基準見直しを後押しするならば大歓迎です。 条例案にある「市は基本理念及び基本的事項について積極的に市民等へ広報及び啓発をおこなうよう務める」とあるが、私が期待する「広報」とは内容が異なるので注意してほしい。</p>	<p>具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、いただいた意見を参考にしていきます。</p>
	<p>6. 市民活動・協働推進委員会 この条例の骨子である「市民活動を推進するための基本方針」と「協働を推進するための基本方針」は性格を異にするので同一の委員会で大丈夫か疑問がある。それを置いておいても、条例の名称を「つながる鎌倉条例」とした場合は「つながる鎌倉推進委員会」としてはどうですか。また私の提案する「市民活動条例」とするならば、「市民活動推進委員会」とすればよい。</p> <p>黒丸(●)の2番目「委員会は、つぎに掲げる事項を調査審議するものとする。」の中黒(●)の2番目「基本理念及び指針に基づく活動に関する事項」は「基本理念、基本方針及び指針に基づく活動に関する事項」と「基本方針」を補うべきと思う。この委員会の構成(委員の資格等)については素案のようにならざるを得ないと思うが、現行のいわゆる検討委員会の反省をもとに、委員の人選と運営方法の見直しをはかってほしい。間違っても検討委員会の横滑りであってはならない。</p>	<p>名称については、ご意見として受けとめます。 市民活動推進委員会の構成については、学識経験者以外に市内で活動する市民活動団体から委員を推薦していただくほか、公募の市民委員などで構成する予定です。委員の選考等については、いただいた意見を参考にしていきます。</p>

NO.	意見の概要	市の考え方
	<p>一、再作成された素案を読んでも、この条例を無理に制定する意味が余り無いし、一般的にみて此の俚では、あっても無くてもどうでもよい無意味な条例としか思えない。</p>	<p>県内においては、19市中で13市が市民活動の条例を制定しています。その多くが平成10年代に制定しており、市民活動の支援の拠点である市民活動センターに関する取り組みを具体策として定めています。鎌倉市の場合は、平成8年から9年の間に市民活動団体の代表者にお集まり頂き、市民活動に関する市の取り組みを議論して頂いた結果、条例よりも市民活動センター等の拠点施設の設定等の具体的支援を望む声が多く寄せられた為、条例よりも施設の設定を先行して行いました。一方で市民活動支援の根拠となる条例は制定してこなかったことにより、市民活動センター以外の取り組みがあまり進んでいなかったため、条例を制定し、「活動の場の提供に関する事」、「財政的支援に関する事」、「情報の提供に関する事」などの観点から市民活動の活性化に必要な環境を整えていきたいと考えています。</p>
	<p>二、行政として何が何でもこの条例を制定した上で、市民活動のある面今まで以上に管理したいとの目的なら、現状を一面的ではなくて多面的により良く理解して将来を見据て下記の各点を明確にする必要があると考えます。 イ、現状の鎌倉NPOセンターに登録している様々な目的の市民活動団体(NPO法人格か任意団体に拘らず、趣味的団体が政治的意味合いの団体か等に拘らず)の全てを当条例の対象とするのか否か？対象外はその旨明記要。</p>	<p>市民活動の定義として、「市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの」とするとともに、「政治活動」「宗教活動」「選挙応援」等については、除外する旨の文言を追記し、整理しました。</p>
	<p>ロ、中間支援組織とはどのようなものなのか？現状の鎌倉市民活動センター運営会議(認定法人)との兼ね合いはどうか？もっと具体的に内容明記願いたい。</p>	<p>本条例での中間支援組織の定義は、市、市民等及び市民活動を行うもの間に立ち、市民活動が円滑に進むことができるように支援する組織です。現在、「鎌倉市民活動センター運営会議」は鎌倉市民活動センターの運営を受託しており、中間支援組織としての機能を担っています。</p>
14	<p>ハ、「つながり」を強調するならば、一番の問題点として広い意味での市民等の範疇に入るかもしれないが、市民との密着性を一番強い自治町内会が各地に厳然として組織として存在しているのであり、その存在との棲み分けをどうするのかを明記することは必須。 地域社会に貢献という観点からすれば当然その辺は明確化しなければならないし、例えば自治基本条例的なものと併せて並行して検討する必要があるのでは？市民活動はある面、自治町内会とのつながりを無視することは不可能ゆえ、このつながり条例の市民活動条例単独では片手落ちになってしまう。</p>	<p>本条例では、市民活動の定義として、「市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの」とするとともに、「政治活動」「宗教活動」「選挙応援」等については、市民活動から除外し、整理しました。 なお、自治会・町内会活動において本条例の市民活動の定義として定めた活動については、鎌倉のまちをつくっていく活動のひとつとして支援をしていきます。 しかし、自治会・町内会の構成員の互助のために行われる活動は、本条例の支援の対象とはならないため、本条例で自治会・町内会について明記していません。</p>
	<p>二、市長委嘱の「委員会」の設置意義と目的が不明確。 この委員会が行政側の管理機構になるのかどうか等々具体的なものが見えな い。 (もし、どうしても設置するのであれば、すべての委員は市内居住者が原則で)</p>	<p>市民活動推進委員会は、地方自治法の規定に基づいて設置する附属機関であり、「鎌倉市審議会等に関する指針」に則り、委員会は学識経験者、市内で活動する市民活動団体から推薦していただいた者、市民委員などで構成する予定です。</p>
	<p>ホ、協働の定義を、事業概要ごとに分けて明確化、具体化することが肝要と考えます。市民活動団体が新たな公共サービスの創出や公益性の高い事業に取り組むことは、ある面、行政当局の力不足を市民が補填することと考えられるが、責任制を含めた更なる厳格な定義が必要では！</p>	<p>協働については、定義だけではなく、協働を行なう上での「役割の明確化」「信頼関係の構築」「検証及び見直し」等の基本原則について条項を設けて整理しました。市及び市民活動を行うものが協働して事業を行う際は、この原則に基づいて事業を進めたいと考えています。</p>
	<p>へ、他市の例にある様に、市民主役条例を将来に向かって構築することを意図するのであればその旨明記するべきで、そのための一歩としてならこの条例素案は生きてくる。</p>	<p>他市の市民主役条例の目的にある、「市民が市政に主体的な参加を果たし、自分たちのまちは自分たちがつくるという市民主役のまちづくりを進めること」とした内容とは異なり、本条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めるもので、市民主役条例を将来に向かって構築することを意図するものではありませんが、他市の市民主役条例は、条例案の作成の際に参考にしました。</p>

NO.	意見の概要	市の考え方
15	<p>行政は何を目的としてこの条例をつくらうとしているのか。説明によると、各団体のつながりを推進することを目指したいとしている。つまり市民同士、市と市民の協働活動を高めたいということかと思える。しかし協働はNPOセンターでも常時専門部会を作って行っているが目覚ましい成果が出ているように感じない。要するに協働は誰でも発想することだし、いわば陳腐な発想だと思ふ。</p> <p>行政がこの条例をつくる真の動機は何か。他市の多くもこの条例を持つようになった手前、投資も作らねばという見栄のためではないのか。先に議会に提出して否決された市の案があまりにも簡単で、目的への熱意が感じられない「市長委員会」への丸投げの安易なものであったことがその証左といえるのではないのか。</p> <p>つながり課が、つながり、つながりというが、その必要性や重要性は認めるものの、行政が市民のつながりに気を遣う理由を説明してほしい。市民のつながりとは一種の流行りの行政テーマではないのだろうか。発想を変えたらどうだろう。</p> <p>私はつながりをいう前に、市民の奉仕意欲、いなら起業意欲を高めるようなことをしたらどうかと思う。たとえば鎌倉の企業にカヤックというのがある。ここでは毎月起業意欲のある人が集まって討論する会があるという。市が音頭をとって「社会奉仕活動アイデア会議」といったものを作ってはどうか。</p> <p>市民と行政との意思疎通、つまり市政の市民参加、市政の民主主義の向上ということも大きなテーマと思うが、これについては、10年前「市民100人会議」が市主催で作られ、条例素案が提出されたが、なぜか市はこれを没にしている。これに参加した私としては、市の納得できる説明が聞きたいところだ。まともな市民条例を作りたいならこの10年前の素案をたたき台にすべきだ。積み上げを重んじないやり方、過去を無視してつぎ新しいことを始めるやり方ではない行政案はできないと思う。</p>	<p>県内においては、19市中で13市が市民活動の条例を制定しています。その多くが平成10年代に制定しており、市民活動の支援の拠点である市民活動センターに関する取り組みを具体策として定めています。鎌倉市の場合は、平成8年から9年の間に市民活動団体の代表者にお集まり頂き、市民活動に関する市の取り組みを議論して頂いた結果、条例よりも市民活動センター等の拠点施設の設置等の具体的支援を望む声が多く寄せられた為、条例よりも施設の設置を先行して行いました。一方で市民活動支援の根拠となる条例は制定しなかったことにより、市民活動センター以外の取り組みがあまり進んでいなかったため、条例を制定し、「活動の場の提供に関すること」、「財政的支援に関すること」、「情報の提供に関すること」などの観点から市民活動の活性化に必要な環境を整えていきたいと考えています。</p> <p>「つながる」などのキーワードは、多様化する地域社会の課題を解決する上で、重要であり、市民だけではなく、様々な主体が互いにつながり、協力し合うことで魅力と活力にあふれる地域社会の実現に必要であると考えます。</p> <p>具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、いただいた意見を参考にさせていただきます。</p> <p>本条例では、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、様々な主体がつながり、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的として定めるものです。市政の市民参加や市政の民主主義の向上をテーマとしたものではありません。</p>
16	<p>・多くの市民検討委員の方が長期にわたって検討されたとのことですが、その結果、意見の集約ができなかったのでしょうか。趣旨の焦点が見えないように思います。</p> <p>・市がどれだけ市民活動支援ができるのかが明確でないように思います。他市では協働契約を明確にした事例などもあり、鎌倉市もこれまで協働に向けての試みが続けてきたのだから、もっと踏み込んだ市の財政的支援を強調すべきではないでしょうか。なんのために今の時期になって条例を作成するのか、市の志が見えません。</p> <p>・これまで市民生活部地域のつながり課(旧市民活動課)が、協働推進ほか、市民活動支援を行政内で主張しても、他の大半の課が真剣に政策化してこなかったため、この条例ができることで、すべての課がまじめに取り組む責務を感じてくれればよいと期待します。</p>	<p>本条例では、市の施策として市が市民活動及び協働の推進を図るための施策として、「活動の場の提供に関すること」、「財政的支援に関すること」、「情報の提供に関すること」などを規定していますが、具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、明確にさせていただきます。</p> <p>また、市の責務として市が職員に対し、市民活動や協働に関する啓発等を実施し、市民活動及び協働の重要性の理解を深めるようにしていくことを考えています。具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、いただいた意見を参考にさせていただきます。</p>
17	<p>より具体的な市民活動の推進を明示したものにしないとよいと思います。地域のつながり課以外の課も協働事業への意識が同じ水準となるよう、条例によって改善されるよう期待します。以下の2点について具体的に触れ、「現状維持」ではなく「推進」を業務上での義務と位置付けると強調してはどうでしょうか。</p> <p>・市民活動は責任をもってリーダーとして働く人々への経済的支援が必要である。活動発展に伴った支援を推進していく。</p> <p>・市民活動の広報支援を行う。市民活動の多様化に対応した広報支援を推進していく。</p>	<p>具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、いただいた意見を参考にさせていただきます。</p>

NO.	意見の概要	市の考え方
18	<p>正直言って何がしたいのかよくわからない条例である。市民活動といっても、その多くは一つの行政の中だけでの活動にとどまらないだろうし、行政でできないことをテーマに行っているものも多い。その分野も政治活動から、文化活動、福祉・教育・生活など多岐にわたっており、必ずしもひとくくりでまとめられるものではない。邪推してしまうと、「鎌倉市内での活動するには、市長の言うことを聞け」的な主旨を感じてしまう。</p> <p>市民活動の連絡会的なものであるならば主旨はわからないものでもないのだが、それならば協働推進委員会などという組織は必要ないだろう。行政の手が届かない部分で市民に対し多大な貢献をしたという団体を表彰したいのであれば、委員会組織の必要性は感じるが、そういった主旨の記述もない。市の活動に協力をするので補助金を出すというような具体的な事業委託をするということでもなさそうである。一番気になるのが最後の一文「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」本来必要な事項の骨子は議会が検討され決めるべきで、市長の独断で決めることはあってはならないことだと思う。主旨がわからないばかりではなく、市長の裁量がすべてを決めてしまう危うさを感じてしまう。</p>	<p>市民活動の定義として、「市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの」とするとともに、「政治活動」「宗教活動」「選挙応援」等については、除外する旨の文言を追記し、整理しました。</p> <p>また、本条例は、現在取り組んでいる市民活動を制約したりするものではありません。条文では、市民等の役割として、自発的な意思に基づいて市民活動に参加、協力するよう努めることと定め、市の責務として、できる限り市民活動が活発に行われるための環境の整備をしなければいけないと定めています。</p> <p>市民活動推進委員会は、附属機関として「市民活動推進委員会」を設置することについて規定します。委員会では、条例並びに市民活動及び協働の推進についての指針に関する事項及びこの条例及び指針に基づく活動に関する事項について調査・審議します。委任条項で委任する事項は、具体的な施策ではなく、市民活動推進委員会の運営に係る事務手続きなどです。</p>
19	<p>つながる鎌倉条例（（仮称）市民活動推進条例）はこれからの鎌倉にとって非常に重要な条例だと考えます。したがってその素案は条例の全体像と目指す方向を明らかにするという意味でさらに重要なものだと考えています。</p> <p>その素案ですが、本当に市と市民がつながり、そのための必要な環境を整えることを考えているのでしょうか。市民活動団体及び市民等としている一方、市の方は行政組織としての抽象的な概念に埋没し、市政を担う市職員のリアルな姿は浮かんで来ません。行政は組織、それを担う職員は組織の枠に縛られた存在だという考え方は、市と市民がより高度な次元で結びつくことを想定する場合は通用しません。市民と市政を担う市職員、感情を持った人と人とのつながりが重要なはずで。</p> <p>市政を担う市職員の皆さんは、実際に市民活動団体及び市民活動を目にしたこと、体験したことはあるのでしょうか。相手を知ること知り合うことが市民活動や協働を活性化する前提にあるのではないのでしょうか。</p> <p>そのために、市職員が市民活動を体験できる機会を与える仕組み、例えば市職員に対し市民活動体験研修やボランティア活動休暇の制度を創設することを素案に明示すべきだと考えます。そのような基盤が整備されて機能し始めれば、様々な場面（組織が機能しない予期せぬ災害時でも）底力を発揮するはずで。</p>	<p>市の責務として市が職員に対し、市民活動や協働に関する啓発等を実施し、市民活動及び協働の重要性の理解を深めるようにしていくことを考えています。具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、いただいた意見を参考にさせていただきます。</p> <p>いただいた意見を参考にし、条例の制定やその後の施策の実施を進めていきます。</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案の（基本理念）（役割）「市民等」「市民活動団体」の部分、すなわち条例案の上から31行目～37行目、ならびに59行目～67行目まではすべて削除する必要がある。この部分は市民ならびに市民活動団体に関して、こうあるべきとの理念や責務を書いており、市民ならびに市民活動団体を束縛する内容になっており、条例にそぐわない。 ・本来、市民活動推進条例は、行政と中間支援組織の責務、役割を定めたものであって、市民や市民活動団体を規定したり束縛するものではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・条例の形をなしていない。 ・細則で書くようなことが本文になっており、この点は前回の条例案と同じである。 <ul style="list-style-type: none"> ・何度意見を出しても、全く改善されていないのはどうしたわけか。 <ul style="list-style-type: none"> ・条例検討会は解散した方がよい。全くわかっていない。 	<p>いただいた意見を受け、市民活動について束縛した表現にならないよう表現を改めました。</p> <p>パブリックコメントを実施した条例素案は、条建てせずに条例の骨子を提示し、項目に対する意見をより多くいただくために、今回のような形式で意見募集をさせていただきました。条例を制定する際には、条文としての精査を行ない、条文化しました。</p> <p>平成29年市議会9月定例会で提案した条例案が否決となつてから、これまでも市民活動団体への実態調査などを進めてきました。再提案に向けて、改めて市民活動団体へのアンケート調査やヒアリング調査、（仮称）市民活動推進条例検討会と市民活動を行なっている方々との意見交換会を行ない、これらの意見を踏まえ、（仮称）市民活動推進条例検討会で条例素案を作成し、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメント開催後も、（仮称）市民活動推進条例検討会委員と市議会議員との意見交換会を開催し、（仮称）市民活動推進条例の制定に向けて、多くの意見をいただき、これらの意見を踏まえ（仮称）市民活動推進条例検討会で議論を深め、条例案を作成しました。</p> <p>（仮称）鎌倉市市民活動推進条例検討会（以下「条例検討会」という。）は、平成28年5月30日から平成30年7月23日まで計26回、市民活動の分野や活動暦、年齢も様々な人たちが集まって市民活動に必要な支援や協働について活発に話し合い、鎌倉市に必要な条例を検討してきました。また、市民活動を行っている方々との意見交換会や議員との意見交換会も、条例検討会が主催で開催し、多くの方々から意見をいただき、条例案の作成に向け、検討してきました。なお、平成29年12月15日から平成29年12月28日まで広報かまくら12月15日号とホームページで新たに公募委員を募集しましたが、結果として応募はありませんでした。</p>

NO.	意見の概要	市の考え方
21	<p>1. (施策の推進)として、市は、指針を策定し、次の施策を推進する。○活動の場の提供に関すること ○財政的支援に関すること、とあるが、具体的に、活動の場は、どの程度のものが、どのように提供されるのか？ より具体的にすべき。</p> <p>2. 本施策の中に「中間支援組織」として、市民等、市民活動団体、市やその他の組織との間に立ち、市民活動を支援する組織のことをいう。また、「中間支援組織」は市民活動団体に寄り添い、支援すると共に、様々な主体が連携するようネットワーク化を図るよう努める。と定義され、役割が規定されているが、本当にこのようなものが必要か？支援にしろ、ネットワーク化にしろ必要なら、市のしかなるべき部署がやればいいのか。</p>	<p>具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、いただいた意見を参考にさせていただきます。</p> <p>これまで実施した市民活動団体へのアンケート調査や(仮称)市民活動推進条例検討会と市民活動団体等との意見交換会では、中間支援組織に期待する声がありました。市民感覚、市民目線を生かし、様々な主体とのネットワークの構築や相談体制など、きめ細かい支援を期待しているところです。</p>
22	<p>・理念条例であるためか、具体性に乏しい。裏の意図があるのが判る。</p> <p>・(市民活動・協働推進委員会) ▲この組織の設置の目的は鎌倉市長が委嘱する、鎌倉市にとって有利な方向付けをする委員の選別である。市長は「学識経験を有する者」「知識経験を有する者」「公共的団体が推薦する者」を委嘱する権利を有し、いわば鎌倉市の「従属的、イエスマン」な人材を委員に充てる可能性が大きい。 この条例を作ることで、市民団体の運営をも市側に有利に運ぶ様に見える構図を組織化する為の最初の一步である。</p> <p>・(委任) ▲この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるとあるが、市民との協働事業が目的であれば「市民団体と協議の上、定める」が当然のことである。この条文にも市民団体を囲み込もうとする意図が見える。</p> <p>追伸、JR跡地計画を目論んだ柔和策であることも考えられる。</p>	<p>具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、いただいた意見を参考にさせていただきます。</p> <p>本条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、様々な主体がつながり、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的としています。 御指摘にあるような意図はありません。</p> <p>委任条項で委任する事項は、具体的な施策ではなく、市民活動推進委員会の運営に係る事務手続きなどです。 具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、検討します。</p> <p>本条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、様々な主体がつながり、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的としています。</p>
23	<p>1. 定義、基本理念、基本方針、市・市民の役割などが、以前案より条例の中で明確になり、理解しやすくなった。</p> <p>2. 市民活動団体の自主性、自立性を尊重すると規定したことを評価する。</p> <p>3. 上記2. によって、既に活動している市民団体の活動へ阻害が解消されると期待する。</p> <p>4. 市の施策として、市民活動団体への財政的支援が明確になったことを評価したい。</p>	<p>本条例の制定をきっかけとして、市民活動及び協働の推進のための具体的な施策の実施に速やかに取り組んでいきます。</p>
24	<p>具体性に乏しく、数多の市民が「何を目的として制定された条例か」理解できないと考えます。 という事は、市が希望されている「市民と行政のつながり」達成(※)の一助にはならないと、容易に想像できると思います。 総論的な位置づけの条例を策定され、個々具体的な施策実施について条例が必要となった場合に、枕詞的な用途での使用を想定されているものとも想像しましたが、※を計画するのであれば、一方当事者である「市民」が容易に理解可能なコンテンツが必要とされると考えます。 その意味では、多少労力は掛りますが、個々具体的な施策実施のための条例冒頭に、※の意義を明記し、「市と行政の総意」として策定するとして記載するほうが、より市民へ浸透する条例になると思います。</p>	<p>本条例の制定については、「市民と行政のつながり」だけではなく、様々な主体がつながりを大切に、それぞれの特性を生かしながら行動し、鎌倉のまちが魅力と活力にあふれ、さらに輝くまちになることを目指します。なお、具体的な施策については、今後策定予定の指針を検討する中で、いただいた意見を参考にさせていただきます。</p>
25	<p>条例の対象は市民と市民活動団体だけでなく、自治会、町内会なども入れるべきです。 そしてこの素案を作る際にすべての「自治会、町内会」との話し合いはあったのでしょうか。なかったとしたらこの条例作成は非常に市民を無視したものと言わざるを得ません。ほぼ無効でしょう。</p> <p>「この条例施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」 2ページ目の箇所ですが、市長が決めるのはおかしいと思います。 「市民の同意の元、又はその意見を反映させ」という文言が入るべきです。 さらに「条例を変更する場合」もないので一筆入れるべきです。 「条例を変更する場合、市民の同意の元、又はその意見を反映させしかるべき手続きを経て変更する」など、なんからの文言を入れてください。</p>	<p>自治会・町内会においても公益性がある活動については鎌倉のまちをつくっていく活動のひとつとして支援をしていきます。また、意見交換会を開催した際に、自治会、町内会の役員の方にも参加していただき、ご意見をいただきました。</p> <p>委任条項で委任する事項は、具体的な施策ではなく、市民活動推進委員会の運営に係る事務手続きなどです。 なお、条例を改正する場合には、所定の手続きを経て、市議会へ提案します。</p>
26	<p>まず本条例の上位法が何になるのかが不明。法論拠が不明。提起したい鎌倉の未来像が曖昧で、読み方によっては、ただ単純に外部委託をする言い訳にしか読めない。 そもそも法文の体をなしていない条例には反対しか出来ない。</p>	<p>本条例は法律に基づいて制定するものではありません。 パブリックコメントを実施した条例素案は、条建てせずに条例の骨子を提示し、項目に対する意見をより多くいただくために、今回のような形式でパブリックコメントを実施しました。条例を制定する際には、条文としての精査を行ない、条文化しました。</p>

NO.	意見の概要	市の考え方
	<p>1 この「つながる鎌倉条例」につきましては、なぜ今この条例案が必要なのか文面の限りでは理解できません。条例を提案する時は、何が提案の契機で、どう背景があり、素案の提案に至ったのか、その経緯をもう少し分かりやすく説明するものだと思います。</p>	<p>県内においては、19市中で13市が市民活動の条例を制定しています。その多くが平成10年代に制定しており、市民活動の支援の拠点である市民活動センターに関する取り組みを具体策として定めています。鎌倉市の場合は、平成8年から9年の間に市民活動団体の代表者にお集まり頂き、市民活動に関する市の取り組みを議論して頂いた結果、条例よりも市民活動センター等の拠点施設の設定等の具体的支援を望む声が多く寄せられた為、条例よりも施設の設定を先行して行いました。一方で市民活動支援の根拠となる条例は制定してこなかったことにより、市民活動センター以外の取り組みがあまり進んでいなかったため、条例を制定し、「活動の場の提供に関すること」、「財政的支援に関すること」、「情報の提供に関すること」などの観点から市民活動の活性化に必要な環境を整えていきたいと考えています。</p>
27	<p>2 本条例案は、昨年の9月市議会会で否決されたことを受けて、再度検討して条例としたいということですが、前条例案は何がどのように問題となり、否決されたのか、そしてそれをどう検討して今回の素案となったのか、全くわかりません。その説明が欲しいと思います。</p>	<p>平成29年市議会9月定例会において、条例案が否決となった主な理由が、「条例の主旨を読み解くのに時間がかかる」、「市民の意見を十分に聴取出来ていない」、「市民に強要しているように感じられる表現がある」等でした。「条例の主旨を読み解くのに時間がかかる」については、他市の条例の条文の構成とも比較しながら、趣旨が伝わりやすいように整理しました。「市民の意見を十分に聴取出来ていない」という意見については、市民活動団体へのアンケートやヒアリング調査、(仮称)鎌倉市市民活動推進条例検討会委員と市民活動を行っている方々との意見交換会のほか、条例検討会委員と市議会議員との意見交換会なども行い、いただいた意見を参考に、前回の条例案からより具体性を持たせ、より多くの方に理解していただけるよう条文を見直しました。「市民に強要しているように感じられる表現がある」については、市民活動の定義や市民の役割について見直し、市民活動は強制的に行われるものではなく、自発的な意思に基づいて行われるものであることを記載しました。</p>
	<p>3 条例名の「つながる」という言葉があまりに抽象的で、意味がよくわかりません。また、「つなぐ」と「つなげる」が混在していて、さらにわかりにくくしていると思います。</p>	<p>条例名について、これまでの(仮称)市民活動推進条例検討会などの議論のなかで、「つながる」、「つながり」、「つなげる」などのキーワードを基に、市民活動及び協働の推進にあたって、様々な活動主体がつながり、過去から現在に受け継がれていたものを、次世代に継承していくという想いからこの条例名としました。</p>
	<p>4 全体を通して、市民活動をつなげようとしているのではないかということはおぼろげながらわかりますが、それは果たして必要なのでしょう。市民活動というのは、様々な市民、団体がそれぞれの目的を持ち、それぞれの形で行っており、極めて幅の広いものです。この多様な市民活動の総和が市民力であり地域力なのだと思います。市民活動を進める市民、団体は、必要があればそれぞれで考え、連携していくと思います。したがって、条例をつくってまでつなぐというのは、よほどの背景があつてのお考えだと思いますので、それをきっちり説明して欲しいと思います。</p>	<p>また、前文には、条例がつくられた背景、意義、これまで条例案を検討してきた(仮称)市民活動推進条例検討会の想いを表現しています。鎌倉には、先人たちがつくりあげた市民がまちをつくる市民風土があり、現在の市民活動にも受け継がれています。こうした活動を次世代に引き継ぐ必要性と、市、市民等、市民活動を行うものなどがともにつながり、それぞれの特性を生かしながら、魅力と活力にあふれる鎌倉のまちを築くために条例を制定することを前文で表現しました。</p>
	<p>5 全体的に上から目線なのが気になります。一例をあげますと、素案の基本理念の「まちを創る一員として、自覚し、互いの思いを共有し、自らができることを実行する」です。これはあくまで市民や団体が自分で考え、行っていくものであり、条例によって決められるものではないと思います。</p>	<p>いただいた意見を受け、市民活動の定義や市民の役割について見直し、市民活動は強制的に行なわれるものではなく、自発的な意思に基づいて行われるものであることを記載しました。</p>